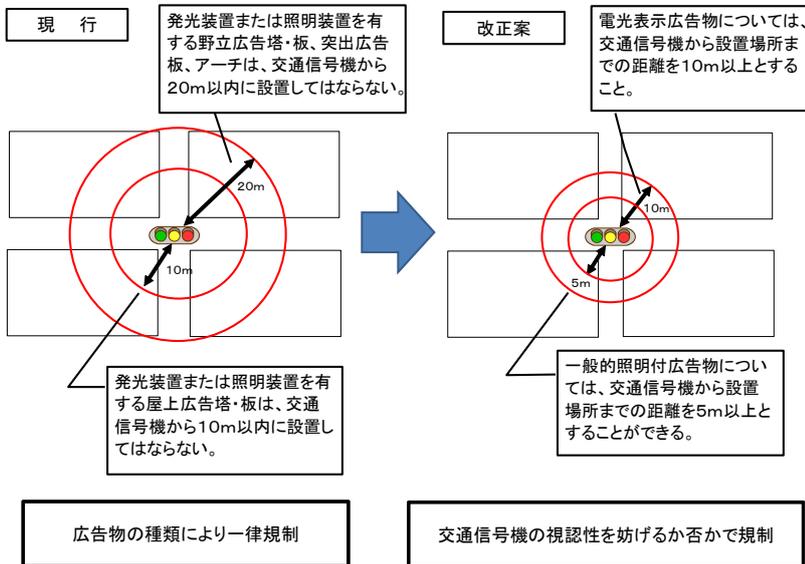


・照明装置等を有する広告物から交通信号機までの距離

表示内容等の変化を伴わない一般的な照明装置付きの広告物は、交通信号機から5m以上離して設置を可能とする。ただし、交通信号機の視認性を妨げる恐れのある電光表示広告物については、10m以上離して設置を可能とする。

※電光表示広告物：常時表示内容を変化させる広告物（電光掲示板等）



[電光表示広告物]



[一般的な照明付き広告物]



・壁面広告板

一壁面に表示できる面積（一壁面面積の1/2以内かつ30㎡以下）について、大規模小売店舗立地法に基づく届出があった店舗に限り「特例面積」まで可能とする。

・店舗面積が1,000㎡を超える場合、一律3%までとする。

（例 1,500㎡の店舗の場合 45㎡）

店舗面積による表示割合の比較

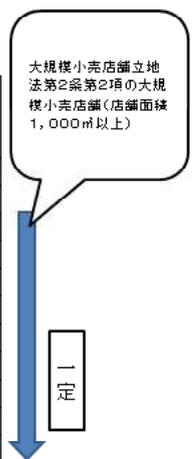
改正前

店舗面積 (m ²)	壁面広告板上限面積 (m ²)	割合 (%)
500	30	6.0
750	30	4.0
1,000	30	3.0
1,500	30	2.0
2,000	30	1.5
2,500	30	1.2
3,000	30	1.0
3,500	30	0.9
4,000	30	0.8
4,500	30	0.7
5,000	30	0.6



改正後

店舗面積 (m ²)	壁面広告板上限面積 (m ²)	割合 (%)
500	30.0	6.0
750	30.0	4.0
1,000	30.0	3.0
1,500	45.0	3.0
2,000	60.0	3.0
2,500	75.0	3.0
3,000	90.0	3.0
3,500	105.0	3.0
4,000	120.0	3.0
4,500	135.0	3.0
5,000	150.0	3.0



大規模小売店舗立地法第2条第2項の大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上)

上限面積=(店舗面積-1,000)×3/100+30

適用除外（許可不要）広告物の個別基準の改正（規則別表第3）

・管理用広告物

自己の管理する土地等に管理上の必要に基づき表示する広告物の表示面積については、類似都市と比較し著しく基準が小さいことから、現行の0.3㎡以下を2.0㎡以下までとする。

適用除外面積(㎡)	採用自治体数
1	5
2	10
3	1
5	6
7	3
その他	1
無し	3
計	29

